

船舶事故調査報告書

平成25年2月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年7月22日（日） 13時15分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市沖ノ島北西方沖 和歌山市所在の友ヶ島灯台から真方位020° 850m付近 （概位 北緯34° 17.3′ 東経135° 00.2′）
事故調査の経過	平成24年8月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A モーターボート ミトヤマ、5.8トン 240-62291大阪、個人所有 10.19m (Lr) × 2.94m × 0.99m、FRP ディーゼル機関、235kW、平成21年11月 B モーターボート やじろべえ、5トン未満 252-11624兵庫、個人所有 5.36m (Lr) × 2.04m × 0.80m、FRP ガソリン機関、36.8kW、昭和58年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成23年7月4日 免許証交付日 平成23年7月4日 （平成28年7月3日まで有効） B 船長B 男性 64歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年11月6日 免許証交付日 平成24年6月25日 （平成29年10月15日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船尾に破口及び船外機破損
事故の経過	A船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、平成24年7月22日12時00分ごろ沖ノ島北西方沖に到着し、漂泊して釣りを 行っていたところ、潮流の影響により南西方に流されたので、潮上り

	<p>を行うため、操縦席に腰を掛けた状態で周囲を見渡して本船の近くに航行に支障となる他船がないことを確認した後、本船を発進させ、機関の回転数毎分（rpm）1,000程度の約6～9ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）として約1kmの距離を東北東進した。</p> <p>船長Aは、前方に釣りをしているプレジャーボートなどの小型船舶（以下「小型船舶等」という。）が多数いたので、舵を左右に取り、小型船舶等を避けて約600m航行した頃、右舷側の小型船舶等の数が少なくなったので右方に向かおうと思い、また、加速しようとして後部デッキの同乗者に加速することを伝えた後、スロットルレバーを操作し、舵を右に取った。</p> <p>船長Aは、A船の速力が増して右転を始めたとき、ボーンという音を聞いたが、何が起こったか分からず、機関を中立として後方を左向きに振り返ったところ、B船を認めて衝突したことに気づき、操縦席を離れ、船尾デッキに移動してB船を見た際、B船の近くに落水している人を認めたので、救助するためにA船を反転させてB船に近づいたが、B船の同乗者が落水者を救助した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、09時20分ごろ沖ノ島北西方沖に到着し、船首を北方に向け、漂泊して釣りをを行った。</p> <p>船長Bは、身体を右舷側に向けて操縦席に腰を掛け、同乗者3人は、1人が操縦席の左隣に設けられたいけすの蓋に左舷側を向いて座り、他の2人が後部座席の前に置いた丸椅子に舷外を向いて腰を掛け、それぞれ釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、右舷側を向いて釣りを行っており、A船が接近していることに気付かなかったが、後部左舷側の同乗者（以下「同乗者B₁」という。）が言った「船が近づいて来るぞ」との声を聞いて左向きに後方を振り返った際、A船が約10mに接近しているのを認め、また、同乗者3人がA船に向かって手を振っているのを見たが、A船の船首部とB船の左舷船尾が衝突した。</p> <p>同乗者B₁は、衝突の衝撃により落水したが、他の同乗者によって救助され、船長Bは、事故の発生を携帯電話により13時18分ごろ118番通報した。</p> <p>船長Aは、B船の船外機が破損したので、A船でB船をえい航して沖ノ島北岸に所在する野奈浦棧橋付近に向かい、海上保安官の到着を待った。</p> <p>B船は、到着した巡視艇によりえい航されて兵庫県洲本市由良港に帰港し、船長Aは、B船の同乗者3人をA船に移乗させて由良港に送り届けた。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：潮流 海上保安庁刊行の潮汐表によれば、本事故発生当日にお</p>

	<p>ける友ヶ島水道の潮流は、次のとおりであった。</p> <p>09時00分 北流最強 1.3kn</p> <p>11時46分 転流</p> <p>15時03分 南流最強 2.8kn</p>
その他の事項	<p>A船は、機関を1,000rpm程度として航行した場合、船首浮上は生じず、操縦席に腰を掛けて操船しても見張りに支障はなかった。なお、本事故発生時は、増速中であり、船首が浮上した状態であった。</p> <p>船長Aは、沖ノ島北西方沖に到着後、漂泊して釣りを行ったが、南西流の影響によりA船が流されたので、本事故発生前に3～4回潮上りを行っていた。</p> <p>船長Aは、本事故発生場所付近の航行経験が過去1年間で20回程度あり、釣りをしている小型船舶等の近くでは低速力で航行し、小型船舶等が近くになくなったときに速力を上げていた。</p> <p>A船が沖ノ島北西方沖に到着した頃は転流後の釣果が上がる頃であったので、周囲には小型船舶等が100隻程度釣りを行っていた。</p> <p>B船は、操舵室がなく、船体中央部右寄りに操縦台が設けられ、操舵輪、スロットルハンドル及び機関回転計が装備されていた。操縦席は、座面が甲板上の高さ約40cmに設けられて背もたれはなく、左隣に設けられたいけすの蓋と同じ高さであった。</p> <p>船長Bは、沖ノ島北西方沖に到着した頃は東流があり、潮上りしながら釣りを行っていたが、本事故発生前は、潮が止まった頃であり、B船が流されることがなかったので、燃料を節約するために機関を止めていた。</p> <p>B船には、音響信号を行うことができる設備はなかった。</p> <p>A船及びB船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A 不明、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、沖ノ島北西方沖において東北東進中、船長Aが、操縦席に腰を掛け、周囲の小型船舶等を左右に避けて航行していたが、右舷側の小型船舶等の数が少なくなったので右方に向かおうと思い、増速して右転を始めた際、B船に気付かなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、沖ノ島北西方沖で漂泊して釣り中、船長Bが、右舷側を向いて釣りをし、A船が接近していることに気付かなかったことから、同乗者B₁が発したA船が近づいて来るとの声を聞き、後方を振り返って約10mに接近したA船を認めたが、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、沖ノ島北西方沖において、A船が東北東進中、B船が機

	<p>関を止め、漂泊して釣り中、船長Aが、周囲の小型船舶等を左右に避けて航行していたが、右舷側の小型船舶等の数が少なくなったので右方に向かおうと思い、増速して右転を始めた際、B船に気付かず、また、船長Bが、右舷側を向いて釣りをを行い、A船が接近していることに気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操縦席に腰を掛け、小型船舶等を左右に避けて航行する場合、他船を見落とすことのないよう、立って操船したり、操縦場所を移動したりして視線の位置を変えて見張りを行うこと。 ・ 釣りをを行う場合、釣りによって見張りが妨げられないように注意すること。